

この書面では、熊本市が契約する民間賃貸住宅の借上げ(みなし仮設)にかかる損害保険契約(個人用火災総合保険)の重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しい内容についての確認を希望される場合は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(用語のご説明)

【補償対象(者)等に関する用語】

保険契約者	損保ジャパン日本興亜に保険契約の申込みをされる方(熊本市)
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます(入居者)。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパン日本興亜がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の限度額をいいます。

【評価および保険金支払に関する用語】

復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいいます。
復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

①基本となる補償

個人用火災総合保険の基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しい内容についての確認を希望される場合は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いできない主な場合
(ア)火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ● 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ● 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ● 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ● 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ● 火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害 ● 地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ● 核燃料物質に起因する事故による損害 ● 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ● ねずみ食い、虫食い等 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等
(イ)風災、ひょう災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。ただし、風や雨などの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損し、その破損部分から内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	

②お支払いする損害保険金の額

個人用火災総合保険の契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

評価・支払基準	保険の対象	評価・支払基準
新価・実損払 (罹災時再評価)	家財一式	損害保険金 = 復旧費用(注)(再調達価額限度) - 入居者自己負担額10万円

(注) 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。

③主な特約の概要

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しい内容についての確認を希望される場合は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

借家人賠償責任	借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。
修理費用	偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的(注2)に自己の費用で現実的にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償責任保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。) (注2)緊急的・・・借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。
個人賠償責任	日本国内外を問わず、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)

④特約等の補償重複について

個人賠償責任については、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

⑤保険の対象

個人用火災総合保険の保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)の家財一式です。

※1 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。

- ・自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含まれます。)
- ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。)
- ・商品・製品等
- ・業務用の什じゅう器・備品
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等

※2 以下に掲げるものは保険の対象に含まれません(これらを「明記物件」といいます。)

- ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛(ひな)型、鑄(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

⑥保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間 : 2年

補償の開始: 保険期間の初日(民間賃貸住宅(みなし仮設)入居日)の午前0時

補償の終了: 保険期間の満了日(保険期間の初日の2年後の応答日)の午後4時 ※退去した場合は、退去日の午後12時に終了します。

⑦重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

⑧個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、次の①・②および、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパン日本興亜が、左記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

引受保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 熊本支店法人支社

〒860-8526 熊本市中央区花畑町10-26 TEL 096-326-9355 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店: 株式会社 メイワ・ライフリード

〒860-0804 熊本県熊本市中央区幸島町4-35 TEL 096-322-5586 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(SJNK16-04095 2016.6.24)